

国民年金 Q&A

役場保険年金班 ☎42局2111番

国民年金の
疑問に
お答えします。



QUESTION ANSWER Pension

Q 疑問
私は今年、成人式を迎えます。20歳になったら国民年金に加入するように言われたのですが、必ず加入しなければならないのでしょうか。

A 答え
日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。国民年金に加入している人（被保険者）は就業形態に

- ・ 第一号被保険者：自営業の人、農家の人、学生など
- ・ 第二号被保険者：厚生年金

Q 疑問
私は早期に会社を退職しましたが、次の就職が決まり、そこで定年まで働く予定です。退職から再就職までの間も国民年金に加入しなければならぬのでしょうか。

A 答え
日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入しなければなりません。老後の生活保障や障害を負ったときのために必ず加入手続きをしてください。

20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金の対象です。会社などに勤めている間は、第二号被保険者として国民年金に加入している状態ですが、

退職などで厚生年金や共済組合の加入者でなくなった場合は、国民年金の種類が第二号被保険者から第一号被保険者へと切り替わります。この切

A 答え
20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金の対象です。退職中に納めた保険料は、65歳から受け取る年金の額に反映されますので、必ず加入しましょう。

保険や共済組合に加入している人

- ・ 第三号被保険者：第二号被保険者に扶養されている配偶者

すでに就職して第二号被保険者となっている場合を除き、20歳になったら国民年金の加入手続きをしてください。

年金は老後の生活保障のためだけのものではありません。若い人でも、事故や病気で障害を負ったときや、加入者が亡くなったときにその人に生計を支えられていた遺族に支給されるものがあります

り替えには手続きが必要ですので、役場保険健康課保険年金班までお越しください。

また、会社などを退職した後、そのまま配偶者の扶養に入る場合には、第三号被保険者へと切り替わります。配偶者が勤務している会社などで、切り替えの手続きをしてください。

退職中に納付した国民年金保険料は、65歳から受け取る年金の額に反映されます。未加入だったり、保険料の未納が続いたりすると、老後や障害を負ったときの年金の受給



(いずれも条件があります。必ず加入手続きをして、忘れずに保険料を納めるようにしましょう。)

年金保険料の納付が経済的に難しいときには、免除制度もあります。お気軽に役場保険健康課保険年金班までご相談ください。

資格などが失われることもありますので、忘れずに手続きをしましょう。

年金保険料の納付が経済的に難しいときには、免除制度もあります。お気軽に役場保険健康課保険年金班までご相談ください。



くらしの 情報

税金

今月の納税(1月)

●国民健康保険税―第8

期分

●町県民税―第4期分

納期限は1月26日(月)です。納期限を過ぎると督促状を送付します。督促手数料は一通につき百円です。

●問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

家屋の変更届け出は忘れずに

家屋の所有者で、平成20年1月から12月までの間に次のような変更があった人は、忘れずに届け出てください。▽家屋の増築・解体などにより

床面積などに変更があった人▽登記されていない家屋の所有権移転(売買・贈与・相続)した人

●届け出期限 1月30日(金)

●問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

税金の納付は安心・便利で確実な口座振替で

個人が納める町税は、口座振替にする



と金融機関へ行く手間がいらず、納め忘れもなくて安心です。毎月15日までに手続きをすれば翌月から口座振替ができます。どうぞご利用ください。申込用紙は町内の金融機関や役場税務住民課にあ

ります。

●必要なもの 納税通知書、通帳、通帳登録印

●取引金融機関 直鞍農協、福岡ひびき信用金庫、福岡銀行、西日本

●振替日 毎月25日(金融機関が休みの場合は次の営業日)

●問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

確定申告はお早めに2月16日から開始

確定申告の時期が近づいてきました。所得税などの確定申告期間は次のとおりです。

●申告期間 ▽所得税

2月16日(月)から3月16日(月)まで(還付申告は申告期間の前

Calendar 2009 1

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

☎ 問い合わせ先 ☎

- 鞍手町役場…42局 2111 番 (FAX…42局 5693 番)
- 中央公民館…42局 7200 番
- 長谷別館…42局 4659 番
- 教育課…42局 7200 番
- 歴史民俗資料館…42局 3200 番
- くらしの郷…42局 8811 番
- 社会福祉協議会…42局 7800 番
- 上下水道課…42局 0408 番
- 中央浄水場…42局 0417 番
- 町立病院…42局 1231 番
- 鞍寿の里…42局 1233 番
- 鞍手駅…42局 0980 番
- 火災の発生状況…32局 3211 番

相談

西村弁護士事務所 無料法律相談

西村浩二弁護士による無料法律相談が行われます。受付は七人までです。

●とき 1月14日(水)▽

受付(順番の抽選) 午後0時45分から▽相談 午後1時から4時まで

●ところ くらしの郷 社会福祉協議会まで

●一人でお悩み前に…心配ごと相談へどうぞ

直方法務局の職員、婦人相談員兼母子自立支援員、行政相談委員の皆さんが、あなたの悩みにおこたえします。

●とき 1月26日(月)▽受付 午後0時45分から▽相談 午後1時から3時まで

●ところ くらしの郷 社会福祉協議会まで

●一人で悩まず

トラブルや悩みは特設人権相談所まで

人権擁護委員や弁護士

の皆さんが、人権についての相談に応じてくれます。相談は無料で、秘密は固く守られます。

●とき ▽弁護士による

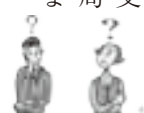
相談 毎月第二木曜日 午後1時から午後4時まで▽人権擁護委員などによる相談 毎週月・火・金曜日の午前9時から午後4時まで、毎月第一、第三木曜日の午前9時から正午まで

●ところ 福岡法務局直方支局

●相談内容 いじめ、同和問題、法律問題、家庭内のもめごと、近隣とのトラブルなど

●問い合わせ 福岡法

務局直方支局 ☎ 22局 1144番まで



女性のための 無料法律相談会

福岡県青年司法書士協議会では、「司法書士による女性のための無料法律相談会」を実施します。DV問題、多重債務、生活保護、セクハラなどについて司法書士が相談に応じてくれます。相談は無料で、秘密は固く守られます。

- とき 1月18日(日)▽受付 午前10時から午後3時まで
- ところ 福岡県司法書士会館

●相談用電話 ☎(092)724局9505番まで

●面談予約 面談には事前に予約が必要です。

☎(092)752局8270番まで

●問い合わせ 福岡県青年司法書士協議会

☎(092)752局8270番まで

母子家庭のお母さんの 就労支援

福岡県母子家庭等就業・自立支援センターでは、母子家庭のお母さん(児童扶養手当受給者)を対象にハローワークと連携して就労を支援していま

す。支援を希望される人は、居住する町役場で面談を実施します。

●問い合わせ 福岡県母子家庭等就業・自立支援センター(飯塚市)

☎(0948)21局0390番まで

一人で悩む前に… 電話相談へどうぞ

福岡県母子家庭等就業・自立支援センターでは、母子家庭のお母さんや離婚協議中の人を対象に養育費の電話相談を実施しています。

●とき 平日の午前9時から午後4時まで

●問い合わせ 福岡県母子家庭等就業・自立支援センター(春日市)

☎(092)584局3931番まで

今月の補聴器相談日

1月の補聴器相談が次のとおり行われます(かつこ内は担当のメーカー。役場福祉人権課の相談では、受付順の番号札を配布します)。

●役場福祉人権課 ▽とき 1月13日(火)午後3時から4時まで(九州リオン)▽とき 1月15日(木)午後1時から2

時まで(あさひ補聴器)▽とき 1月28日(水)午後1時から2時まで(小倉補聴器)

●町立病院 ▽とき 1月10日(土)午後2時から5時まで(九州リオン)▽とき 1月27日(火)午後2時から5時まで(九州補聴器センター)

●問い合わせ 役場福祉人権課福祉高齢者班まで



お風呂はお休みです くらしの郷の休館日

くらしの郷の福祉棟(お風呂)と勤労者ふれあい棟(体育館)の1月の休館日は、次のとおりです。

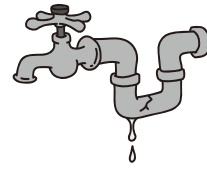
- 休館日 1日から3日まで(年始)、5日(月)、12日(祝)、18日(日)、19日(月)、26日(月)です

●問い合わせ 社会福祉協議会まで

転出・転居の際は 水道中止等の手続きは 忘れずに

引越などによる転出や転居の際は、水道中止等の申請手続きを忘れずをお願いします。

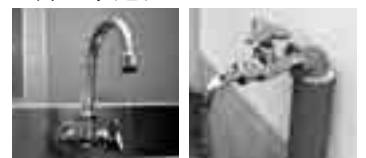
寒さが大敵 凍らないように 十分な対策を



水道管の破裂にご注意を

いよいよ一年で最も寒い時期がやって来ます。寒いときは水道管が凍結して破裂することがあります。むき出しになった水道管には保温チューブを巻いたり、寝る前に糸が引く程度に水を流したままにすると凍結の予防になります。もし水道管が凍って水が出なくなった場合はぬるま湯をかけて溶かしてください。熱湯をかけると、かえって破裂する恐れがあります。

●問い合わせ 役場上下水道課上水道班まで



●問い合わせ 役場上下水道課上水道班まで

●責任技術者と
指定工事店の申請を
受け付けます

町では、平成20年度下水道排水設備工事責任技術者と指定工事店の申請を次のとおり受け付けます。指定工事店の申請ができるのは、町に登録している責任技術者を雇用している工事店だけです。

●責任技術者 ▽期間 2月2日(月)から13日(金)まで▽ところ 役場上下水道課下水道班

▽登録手数料 二千元(更新手数料 一千元)

▽必要なもの 申請書(2月2日から上下水道課下水道班で配付)、住民票、写真、平成20年度責任技術者試験合格証の写しなど

●指定工事店 ▽期間 3月2日(月)から13日(金)まで▽ところ 役場上下水道課下水道班

●問い合わせ 役場上下水道課下水道班まで

あなたの血液を 分けてください 献血にご協力を

一般献血を次のとおり行います。皆さん、ご協力ください。

●とき 1月30日(金) 時間は午前9時30分から正午まで、午後1時から3時30分まで

●ところ 鞍手町役場福祉人権課横入口

●対象者 18歳から69歳までの人(65歳以上の人は、60歳から64歳までに献血経験のある人、また、男女とも体重が50kg以上の人)

●問い合わせ 役場福祉人権課福祉高齢者班

次世代育成支援の アンケートにご協力を

次代の社会を担う子どもに対する支援や育成を行うため「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年度から自治体においては「行動計画」を策定し実施しています。

当町においても子育て支援のためのさまざまな事業を実施しており、平成21年度には、次世代育成支援行動計画(後期)の見直しが行われるため、0歳児から小学校6年生の子どもを持つ、子育て中の保護者の皆さんの希望やご意見を伺うため、アンケート調査を2月に実施します。調査票がお手元に届いた際は、ご協力をお願いします。

●問い合わせ 役場福祉人権課児童人権班

恩給欠格者、引揚者、戦後強制抑留者の皆さんに特別慰労品を贈呈いたします。

平和祈念事業特別基金では、次のとおり恩給欠格者、引揚者、戦後強制抑留者の皆さんに特別慰労品を贈呈しています。引揚者は終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活をしていて戦後引き上げてきた家族全員が対象となります。受ける資格はあつたけれど請求しなかった人など、早急に申請してください。

- 請求書の配布 役場福祉人権課の窓口で配布しています
- 請求期限 平成21年3月31日まで
- 問い合わせ 資格要件など詳しいことは、平和祈念事業特別基金 ☎(0120) 234局933番まで

障害者手帳がなくても税の障害者控除を受けることができます

身体障害者手帳の交付を受けていない場合でも、申請により、障害者に準ずる人として障害者控除対象者認定書の交付を受けることができます。住民税や所得税が課税されている人がこの認定書を持つていれば、障害者控除の対象となります。

- 対象 身体障害者手帳、療育手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、介護保険の要介護認定が、要介護1から要介護5までの人
- 申請 本人または家族が、役場福祉人権課福祉高齢者班で申請（介護保険被保険者証と印かんが必要です）
- 認定書交付の基準 ▽



定額給付金の振り込み詐欺にご注意を!!

定額給付金の給付を装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。現時点で、市区町村や総務省が住民に世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。

総務省では、「定額給付金の給付を装った振り込み詐欺などの犯罪防止」のためのホームページを開いています。

自宅や職場などに町や総務省の職員などをかかった電話がかかってきたり、郵便物が届いたら迷わず役場や最寄の警察、または警察相談電話（#9110）番へご連絡ください。

あなたの応援が町を元気にします



ふるさと納税にご協力を

ふるさと納税とは、生まれ育ったふるさとやふるさとではなくてもあの町を応援したい、貢献したいという気持ちを「税」という形で実現し、都市と地方との税収の格差是正を図る納税制度です。

しかし、納税制度といいながら実際には「寄附制度」を活用し、地域の活性化を図ることを目的としています。

● 税法上の優遇税制

平成20年4月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、地方公共団体に対する寄附金税制が大幅に拡充されました。これまでは、寄附額の10万円を超える額が所得控除の対象となっていました。これからは5千円を越える額の一定額が翌年度に課税される個人住民税の税額から全額税額控除されることになりました。

● 寄附金の使い道

お寄せいただいた寄附金は美しい自然環境や豊かな田園風景を守りながらいきいきとした個性のあるまちづくりを推進し、住民参画型の地方自治の確立を目指していきます。

● 問い合わせ 詳しい内容は役場企画財政課政策財政班または、町公式ホームページまで

障害者控除 Ⅱ 身体障害者等の障害等級表（3級から6級）または知的障害者の障害の程度（重度以外）と同程度の障害があること ▽ 特別障害者控除 Ⅱ 身体障害者の障害等級表（1級・2級）または知的障害者の障害の程度（重度）

と同等程度の障害があること
● 問い合わせ 役場福祉人権課福祉高齢者班まで
介護保険料の納付証明書は申請手続きが必要で

が必要で。
● 問い合わせ 手続きなど詳しいことは役場福祉人権課福祉高齢者班まで
介護保険料の納付証明書は申請手続きが必要で

産業別最低賃金が改正

福岡県産業別最低賃金が次のとおり改正されました。

1時間/円

業種	賃金
製鉄業、鉄鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	800円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	766円
輸送用機械器具製造業	786円
百貨店、総合スーパー	740円
自動車（新車）小売業	781円
各種商品小売業	710円

これらの産業別最低賃金に該当しない業種は、平成20年10月5日に改正された福岡県最低賃金（時間額675円）が適用されます。

● 問い合わせ 福岡労働局労働基準部賃金課 ☎(092) 411局4578番まで

から3月1日までに生まれた人)に、1月中に介護保険証をお送りします。将来、介護が必要になったときや介護認定申請のときに必要となりますので、大切に保管してください。なお、65歳になる前に介護の認定を受けた人には、すでに保険証を交付していますので、今回はお送りしません。

● 問い合わせ 役場福祉人権課福祉高齢者班または福岡県介護保険広域連合 ☎(092) 643局7055番まで

広報くらてに広告を掲載しませんか。

● 掲載料（1か月あたり）

- ▶ 全一段（縦43mm×横187mm）… 1万円
- ▶ 半一段（縦43mm×横91mm）… 5千円

- 申し込み期限 発行日（毎月1日）の40日前まで
- 掲載の可否 事前審査により決定
- 申し込み・問い合わせ 役場総務課庶務管財班まで

募集します!!

**入院するときには
前もって手続きを**

後期高齢者医療制度に加入している人で、世帯員全員が住民税非課税の場合、入院したときの窓口負担額や食事代の負担が軽減される証明書を発行します。この証明書は、申請した月の1日からしか使えませんので、入院が決まったときは前もって手続きをしておいてください。

● **申請場所** 役場保険健康課保険年金班窓口

● **申請に必要なもの** 後期高齢者医療制度の保険証、印かん、過去1年間に90日を超える入院があった人は入院期間が確認できる書類(領収証など)

町内の交通事故発生状況



【11月中】		【累計】	
件数	8人(- 2)	件数	93件(+10)
死者	0人(± 0)	死者	0人(± 0)
傷者	10人(- 1)	傷者	129人(+ 8)

(カッコ内は前年比)

- **とき** 1月14日(水) 午前10時から午後3時まで
- **ところ** ハピネスなかま(中間市通谷)
- **問い合わせ** 福岡県交通事故相談所 ☎(092)622局0403番まで

巡回交通事故相談

楽しいつばい
お話しよ。

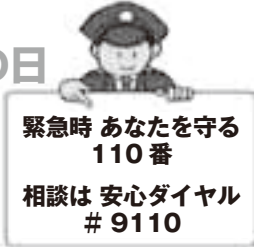


**いろいろばた
お話の会**

朗読サークルの皆さんが、いろいろのそばで昔話や絵本の読み聞かせをしてくれます。親子で聞きに来てみませんか。

- **とき** 1月10日(土) 午前10時から
- **ところ** 歴史民俗資料館
- **問い合わせ** 歴史民俗資料館まで

1月10日は「110番」の日



● 緊急対応を要する際は、躊躇することなく「110番」へ通報を



● 急を要さない相談や要望などは相談専用電話「#9110」までご連絡を

※暴力団に関する情報提供をお願いします

● **問い合わせ** 役場保険健康課保険年金班まで

● **国民健康保険に加入している皆さん入院するときには前もって手続きを**

現在、国民健康保険に加入している人で、70歳未満の人は限度額適用認定証を、74歳以下で住民

税が非課税となつている世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口提示すること、その医療機関での医療費の窓口負担が自己負担限度額までで済みます。これにより、後で高額療養費の払い戻し申請をする必要はなくなります。この認定証は、

次のとおり事前に申請することで交付されます。申請した月の1日から有効となりますので、もし入院が決まった場合は、早めに申請してください。また、認定証は国民健康保険税の納め忘れがある場合には交付されませんので、保険税は必ず納期内に納めるようにしま

休日の夜間の体調不良は急患センターへ。

診療日	診療科目
土曜・日曜・祝日 午後6時から11時まで	小児科 内科

※第2日曜日は、小児科のみ診療時間を拡大し、午前9時から対応しています。

- **問い合わせ** 直轄急患センター ☎28局2840番まで

休日在宅医



診療時間は、午前9時から午後5時までです。休日在宅医は、変更になることもありますので、事前に電話でご確認ください。

- 1月1日~3日 町立病院(城ヶ崎) ☎42局1231番
- 1月4日(日) 町立病院(城ヶ崎)
- 1月11日(日) 町立病院(城ヶ崎)
- 1月12日(祝) のりまつ医院(猪倉) ☎42局7008番
- 1月18日(日) 梅谷医院(本町) ☎42局3377番
- 1月25日(日) 町立病院(城ヶ崎)
- 2月1日(日) 木原医院(山ヶ崎) ☎42局5005番

**国民健康保険から
社会保険へ加入
十四日以内に
必ず届出を**

国民健康保険(国保)に加入している世帯の全員、またはその一部の人に異動があった場合、14日以内に役場保険健康課保険年金班へ届け出をしてください。届け出を忘

● **申請場所** 役場保険健康課保険年金班窓口

● **申請に必要なもの** 国民健康保険証・印かん・住民税非課税世帯の人で、過去1年間に90日を超える入院があった人は、入院期間が確認できる書類(領収証など)

● **問い合わせ** 役場保険健康課保険年金班まで

**国保の高齢受給者証を
交付します**

国民健康保険の加入者が70歳を迎えた人(昭和14年1月2日から2月1日まで)に生まれた人)に国民健康保険の高齢受給者証を次のとおり交付します。

- **交付する日** 1月29日(木) 午前9時から
- **ところ** 役場保険健康課保険年金班窓口
- **申請に必要なもの** 国民健康保険証、印かん
- **問い合わせ** 役場保険健康課保険年金班まで



町内5保育所の 入所受付が始まります

平成21年度の3つの町立保育所と2つの私立保育所の入所受付を次のとおり行います。

- **とき** 1月13日(火)から1月30日(金)まで。
- **ところ** 役場福祉人権課児童人権班または各保育所
時間は午前8時30分から午後5時15分まで
- **入所条件** ①保護者や同居の親族が仕事をしている家庭の児童②母親が出産や病気、看病、介護などのため、日中に保育ができない家庭の児童
- **対象者** 生後6か月から小学校入学前までの児童
- **保育料** 保護者が負担する税額によって異なります
- **問い合わせ** 申込書は役場福祉人権課児童人権班や各保育所に準備しています。詳しいことは役場福祉人権課児童人権班までお尋ねください

4月1日より保育所の一部民営化により、剣第二保育所と西川第二保育所は社会福祉法人明星福祉会の運営となります。ただし、入所条件や受付、保育料は今までと変わりません。



毎週木曜日は 窓口業務を 延長しています

時間外窓口を開設しています

鞍手町では、次のとおり税務住民課・会計収納対策課・教育課(中央公民館)の窓口業務を延長しています。日中は仕事が忙しくて役場や中央公民館へ行けない人や夕方しか時間が取れないという人はぜひご利用ください。

- **とき** 毎週木曜日。時間は午後7時まで(祝日や役場閉庁日・休館日を除く)
- **税務住民課** 所得証明・納税証明・評価証明の発行、納税相談、戸籍・住民票・印鑑証明書の発行など
- **会計収納対策課** 町税・町営住宅の家賃・保育料・水道料・下水道使用料の収納業務
- **教育課(中央公民館)** 中央公民館・体育施設の使用手続き
- **問い合わせ** 時間外窓口では取り扱いがない業務もあります。詳しいことは役場税務住民課・会計収納対策課・教育課まで

- **農家の皆さん 農業委員選挙人名簿 登録申請をお忘れなく**
農業委員選挙人名簿への登録申請は、農業委員選挙を正しく公平に行うための大切な申請です。申請書は12月中旬に配布しています。今年は、改選の年です。忘れないように提出してください。
- **提出先** 各地区農業実行組合長または農業委員会(役場内)
- **提出期限** 平成21年1月9日(金)まで
- **問い合わせ** 鞍手町選挙管理委員会(役場税務住民課住民班) または農業委員会事務局まで



ふれあいHAND 講演会のご案内

- 福岡県鞍手保健福祉環境事務所では、次のとおり講演会を行います。思春期の子どもとどのように向き合えば、かわって行くことが将来の社会的自立に結びつくのか、また保護者、学校、家庭、関係機関の役割について一緒に考えてみませんか。皆さんご参加をお待ちしています。
- **とき** 2月13日(金)午後2時から午後4時まで
 - **ところ** 直方鞍手医師会館(直方市山部808番13号)
 - **内容** 講演会「思春期の子どもと向き合うために」
 - **参加費** 無料
 - **申込期限** 1月30日(金)



すこやかな 妊娠と 出産のために

厚生労働省では、妊娠健康診査の受診と早期の妊娠届けを奨励しています。

- **妊娠したらどうしたらいいの?**
妊婦検査を必ず受けましょう。少なくとも毎月1回(妊娠24週以降には2回以上。さらには、妊娠36週以降は毎週1回)、医療機関などで健康診査を受けましょう。
- **妊婦健康診査って何?**
妊婦さんの健康やおなかの赤ちゃんの育ち具合をみるため、身体測定や血液・血圧・尿などを検査します。特に、貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの病気は、おなかの赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。
- **妊娠したら誰に相談すればいいの?**
専門家の保健指導を受けましょう。妊娠に気づいたら、居住区の市町村の窓口に来るだけ早く妊娠の届出を行ってください。窓口では、母子健康手帳の交付、妊婦健診を公費で受けられる受診券、保健師などによる相談、母親学級の紹介や情報提供を受けることができます。
- **問い合わせ**
役場保険健康課健康増進班、または鞍手保険福祉環境事務所保険福祉課高齢者・児童家庭係 ☎22-3412番まで

- **申し込み・問い合わせ**
福岡県鞍手保健福祉環境事務所保健福祉課障害者福祉係 ☎23局3119番まで
- **ご利用ください**
情報公開等に関する総合案内所
- **情報公開・個人情報保護**

- **総合案内所では、国の行政機関・独立行政法人・国立大学法人などの情報公開制度および個人情報保護制度についてのご相談やお問い合わせに対し、ご案内や情報提供を行っています。**
- **開設時間** 平日の午前9時から午後5時まで
- **問い合わせ** 総務省九州

- **管区行政評価局内(福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号) ☎(092)431局7083番まで**



- **町立病院へ(香典返し)**
久保田シゲ子様 中山本村(二秋)
- **御船信夫様 城ヶ崎(光)**
荒木圭介様 中山本村(ミサキ)
- **樋口 徹様 城ヶ崎(キタエ)**
長谷ユリ子様 八尋(末雄)